

# 平成20年第3回足寄町議会臨時会議事録(第1号)

平成20年5月26日(月曜日)

## 出席議員(15名)

1番	星	孝道	君	2番	榊原	深雪	君
3番	島田	政典	君	4番	井脇	昌美	君
5番	木村	明雄	君	6番	川上	初太郎	君
7番	熊澤	芳潔	君	8番	高橋	幸雄	君
9番	矢野	利恵子	君	10番	谷口	二郎	君
11番	後藤	次雄	君	12番	大久保	優	君
13番	高道	洋子	君	14番	菊地	一將	君
15番	吉田	敏男	君				

## 欠席議員(0名)

## 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦	君
足寄町代表監査委員	星野喜美男	君

## 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽	君
総務課長	大塚博正	君
住民課長	大竹口暁己	君
経済課長	鈴木泉	君
建設課長	中鉢武美	君

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について< P 2 >
- 日程第2 会期の決定について< P 2 >
- 日程第3 行政報告(町長)< P 2 >
- 日程第4 議案第43号 足寄町税条例の一部を改正する条例< P 4 ~ P 6 >
- 日程第5 議案第44号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例< P 6 ~ P 9 >

午前10時00分 開会

#### 開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成20年第3回足寄町議会臨時会を開催いたします。

#### 町長あいさつ

議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から招集のごあいさつがございます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第3回臨時会招集に際して一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、何かと御多用中のところ、全員の出席を賜りました。心から感謝を申し上げます。

本日、提案、御審議をお願いする案件につきましては、行政報告2件、条例改正に関する件2件を予定してございます。よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、臨時会招集に際してのごあいさつとさせていただきます。

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、13番高道洋子君、14番菊地一将君を指名いたします。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 本日開催されました第3回臨時議会に伴う、議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

会期は、本日と明日の2日間であります。

本日は、町長から行政報告を受けた後に、議案第43号、議案第44号について提案説明を受け、質疑を行った後、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日から明日5月27日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から明日5月27日までの2日間に決定いたしました。

#### 行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、2件について行政報告を申し上げます。

まず、5月20日の大雨による災害状況について報告を申し上げます。

5月19日夜遅くから5月20日にかけて、低気圧が発達しながら北海道付近を通過したため、強風・大雨となり、災害が発生いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、降雨量であります。町内3カ所にあります気象庁のアメダスのデータによりますと、足寄では、1時間当たりの最大雨量は6ミリ、降雨累計は38ミリ、上螺湾では、1時間当たりの最大雨量は13ミリ、降雨累計は67.5ミリ、柏倉では、1時間当たりの最大雨量は14ミリ、降雨累計は75ミリであります。

また、北海道が設置していますオンネトー観測所のデータによりますと、1時間当たりの最大雨量は18ミリ、降雨累計は99ミリとなっております。

上螺湾、柏倉、オンネトーの三つの観測所では、20日の午後7時から8時までの1時間が特に強く雨が降り、オンネトーでは、20日午後6時から9時までの3時間に41ミリという非常に強い雨が降っております。

この強風や大雨の影響による農業被害、林業被害等の報告はありませんが、道道オンネトー線では、オンネトー展望台前の風倒木、雌阿寒温泉から約800メートル国道寄りの国有林内から土砂の流出があり、帯広土木現業所足寄出張所により、20日午後6時に風倒木の撤去、道道への土砂流出については21日午前6時から除去作業が行われ、午前9時に終了しております。

また、5月21日午前9時30分ごろに、雌阿寒温泉水道施設利用組合から、水道が出ないとの連絡があり、担当職員が現地にて調査を行ったところ、昭和62年度に町が国有林内に設置した水源地取水施設が土砂洗掘等により被災し、取水ができない状況になっておりました。このため、足寄消防署により雌阿寒温泉配水池施設に給水活動を実施しております。

22日午後1時から、災害応急復旧工事を実施すべく十勝東部森林管理署と町との合同調査を実施いたしました。現地を確認し、作業道の使用及び立木処理について内諾を得たことから、工事に着手をいたしました。

なお、この災害応急復旧工事につきましては、5月24日土曜日に応急工事につきまし

ては完了させていただきました。

予算につきましては、予備費から充用させていただきましたので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本工事につきましては、積算等設計作業が完了した後に御提案させていただきましたので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

次に、水道メーターの期限切れについて報告を申し上げます。

5月1日の新聞に水道メーターの期限切れの報道がされたところでありますが、本町での該当がないか調査をしたところ、上水道事業で9件 5個人・3事業所、簡易水道で1件の計10件が水道メーターの期限切れになっていたことが判明をいたしました。

内容を確認をいたしましたところ、この10件はいずれも空き家閉栓中であり、このうち6件は、開栓の申し込み時期が冬季で取りかえ工事の施工が困難なため、施工可能な時期まで延ばしたものであり、残り4件のうち1件は、昨年4月に開栓をしましたが、検定期限満了月が6月であり、当該月までに更新作業を行うべきところを失念、もう1件につきましては、ことしの1月に開栓をしましたが、検定期限満了月を誤って入力しておりました。他の2件につきましては、昨年9月に開栓をしておりますが、例年、メーター器の取りかえ調書の作成をこの時期に行っておりますが、調査漏れとなったものであります。

検針の結果から、納入された水道使用料金につきましては、9件については基本料金以内の方であり、超過料金を納められた方は1件となっております。

なお、これら利用者の方には事情を説明し、御理解をお願いし、今月中に取りかえをすることで了承をいただいたところでございます。

水道メーター器の更新は、計量法により8年の期限と定められておりますことから、今後におきましては、開栓時における厳密なチェック等を徹底するとともに、法令を順守

することはもとより町民の信頼回復に努めてまいり所存であります。

今回の不適切な取り扱いに対し、町議会並びに町民の皆様深く反省とおわびを申し上げる次第でございます。大変申しわけございません。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、行政報告を終わります。

#### 議案第43号

議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第43号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。  
住民課長大竹口暁己君。

住民課長（大竹口暁己君） ただいま議題となりました議案第43号足寄町税条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成20年4月30日に公布施行されたことに伴い、関係条文を整理する必要があるため、提案させていただくものでございます。

主な改正内容につきましては、寄附金税制の改正により、従来から個人住民税の控除対象であった都道府県市区町村住所地の共同募金会及び日本赤十字社に加え、所得税では既に寄附金控除の対象とされている中から、住民福祉の増進に寄与するものとして市町村が条例で定めた場合に控除対象とする規定、市区町村に対する寄附金、いわゆるふるさと納税の導入に伴い、税額軽減効果を高める等の理由から、寄附金控除を所得控除方式から税額控除方式とする規定、平成21年度から個人町民税を特別徴収の方法により公的年金から徴収する規定、上場株式等に係る譲渡所得と配当所得の課税の特例の改正、肉用牛の販売による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長及び販売頭数の制限の改正、固定資

産税につきましては、各種特別措置の新設や拡充及び整理統合する改正、法人町民税につきましては、公益法人制度改革に伴う法人税と事業税を連動した措置が主なものでございます。

改正条文について御説明させていただきますが、提案の各条項の説明は省略させていただき、条項ごとの改正内容について御説明申し上げますので、御了承いただきたいと存じます。

1ページをお開きください。

足寄町税条例の一部を改正する条例。

足寄町税条例の一部を次のように改正する。

第19条は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収を新たに規定することから、条文整理をするものでございます。

第23条は、公益法人制度の改正により、法人でない社団及び財団で収益事業を行わないものにつきましては、非課税とする条文整理をするものでございます。

第31条は、公益法人制度の改正により、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人について、最低税率を適用する条文整理をするものでございます。

第33条は、条項繰り下げによる条文整理をするものでございます。

第34条の2は、寄附金控除を寄附金税額控除として新たに規定することから、削除するものでございます。

第34条の8、第34条の7は、法令及び本条例の改正による条文整理と規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第34条の6の次に新たに規定する第34条の7は、所得控除としていた寄附金控除を所得割額からの税額控除として、第1項第1号で、都道府県、市町村または特別区に対する寄附金、第2号で、社会福祉法に規定する共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金、市町村が条例で定めた場合、町民税から控除できる第3号から第12号の寄附金を、第2項で特別控除額の基準を定めた寄附金税額控

除を規定するものでございます。

2 ページをお開きください。

右側後段の第36条の2は、寄附金税額控除を新たに規定することから、字句及び引用条項を整理するものでございます。

3 ページをお開きください。

第38条は、寄附金税額控除及び公的年金に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収を新たに規定することから、字句及び引用条項の整理をするものでございます。

第41条、第44条、第45条、第46条、第46条の2、第47条は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収を新たに規定することから、条項見出し及び条文の整理をするものでございます。

第47条の2は、老齢等年金給付を受けている年齢65歳以上の納税義務者に対し、当該年金から町民税を徴収できる公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について規定するものでございます。

第47条の3は、特別徴収対象年金給付の支払い者が町民税を徴収する特別徴収義務者について規定するものでございます。

第47条の4は、町民税を徴収した特別徴収義務者の年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務について規定するものでございます。

第47条の5は、当該年度の初日から9月30日までの特別徴収対象年金給付の支払いの際、町民税を特別徴収する年金所得に係る特別徴収税額等について規定するものでございます。

4 ページをお開きください。

第47条の6は、町民税を徴収することができなくなった場合、普通徴収によって徴収し、特別徴収義務者から納入された特別徴収税額等を超える場合は、未納に係る徴収金に充当できる年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れについて規定するものでございます。

第48条、第50条、第51条は、公益法人制度改正に伴い、条項見出し及び条文を整

理するものでございます。

第54条は、独立行政法人緑資源機構の解散により、独立行政法人森林総合研究所に事業が継承されたことによる条文整理をするものでございます。

第56条は、公益法人制度改正による条文整理をするものでございます。

第131条は、独立行政法人緑資源機構の解散により独立行政法人森林総合研究所に事業が継承されることによる条文整理をするものでございます。

次に、改正する附則について御説明させていただきます。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例を規定するものでございます。

附則第5条は、条項改正による条文整理をするものでございます。

附則第6条は、引用法令が条例本文で規定されたため、法令番号を削除するものでございます。

附則第7条の4は、山林所得、退職所得、譲渡所得等に係る寄附金税額控除における特別控除額の特例を規定するものでございます。

5 ページをお開きください。

附則第8条は、肉用牛免税適用期限の延長及び適用販売頭数制限の条文整理をするものでございます。

附則第10条の2は、附則の引用条項改正による条文整理と、熱損失防止改修住宅に係る固定資産税の減額を規定するものでございます。

附則第16条の3は、申告分離選択課税の創設に伴い、上場株式に係る配当所得に係る町民税の特例を規定するものでございます。

6 ページをお開きください。

附則第16条の4、第17条、第18条、第19条、第19条の2は、本条例等の改正による条文整理をするものでございます。

附則第19条の3は、課税の特例が廃止されたことにより、削除するものでございま

す。

附則第19条の5は、上場株式等に係る譲渡所得の損益通算の追加規定、及び本条例の改正による条文を整理し、条項を繰り下げするものでございます。

附則第19条の5は、源泉徴収を選択した場合の口座内配当等に係る所得計算の特例を規定するものでございます。

附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の4、附則第20条の5は、本条例の改正等による条文整理をするものでございます。

附則第21条は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告について規定するものでございます。

別表は、第34条の7で、市町村が条例で定めた場合、控除できる第9号規定の対象とする寄附金を、社会福祉法人足寄社会福祉協議会に対する寄附金とするものでございます。

附則につきましては、第1条で、施行期日を定めております。

第2条、第3条、第4条で、改正後の経過措置を規定するものでございます。

なお、11ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思っております。これに

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中に審査の上、報告をお願いいたします。

#### 議案第44号

議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第44号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長大竹口暁己君。

住民課長（大竹口暁己君） ただいま議題となりました議案第44号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布施行されたことに伴い、関係条文を整理する必要があるため、提案させていただくものでございます。

主な改正内容につきましては、国民健康保険税に後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定基準等の規定、課税賦課限度額を現行の56万円から47万円に改め、後期高齢者支援金等課税額を新たに12万円とする追加規定、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することによって国民健康保険単身世帯となる特定世帯に対する減額緩和措置の規定、被用者保険の被扶養者から国民健康保険被保険者となる方に対する経過措置の減免規定、65歳以上の公的年金最低補償額が20万円引き下げられたことによる緩和措置として規定していた平成18年度及び19年度2カ年の特別課税特例の削除、あわせて上級官庁から指摘されている保険税

の平準化を図るため、現条例で規定している税率、応能割・所得割・資産割6.4%対応益割・均等割・平等割3.6%を改正する基礎賦課額と後期高齢者支援金等課税額を合わせ、最低限の5.5対4.5に近づける5.4対4.6とする所得割7.5%、現行8.5%、資産税割5.0%、現行6.5%、均等割2万8,000円、現行2万円、平等割3万3,000円、現行2万7,000円とし、現行の保険税軽減措置、6割・4割軽減を7割・5割・2割軽減と低所得者に考慮した軽減措置に改めるものでございます。

今回の改正により、賦課額に後期高齢者支援金等課税額が追加されたことにより課税賦課限度額が3万円引き上げとなりますが、軽減措置も引き上げとなることから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等課税額の保険税が平成18年課税所得をもとに単純に試算した場合、160万6,000円の増額となり、滞納納付金、課税額の限度額及び税率の改正はありませんが、現行の軽減措置6割・4割軽減が7割・5割・2割軽減に引き上げとなることから、73万3,000円の減額となり、保険税調定見込み額で87万3,000円の増収となる試算結果となりました。

平成20年の保険税につきましては、平成19年課税所得等を確定し、7月1日に納付書を発送しますが、所得等の状況により保険税の増減はありますが、平成20年度当初予算計上の保険税収納見込み額と比較いたしますと、5万2,000円の増収見込みとなるところでございます。

改正条文について御説明いたしますが、提案の各条項の説明は省略させていただき、条項ごとの改正内容について御説明申し上げますので、御了承いただきたいと思います。

36ページをお開きください。

足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

足寄町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条は、高齢者の医療の確保に関する法

律の規定により後期高齢者支援金等課税額を新たに規定、基礎課税額の限度額を56万円から47万円とする改正。

第3項で、新たに規定された後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円とする規定の条文を整理するものでございます。

第3条は、基礎控除後の総所得金額に対する規定の条文整理と、基礎課税額を算定する所得割額を現行の100分の8.5から100分の5.3に改めるものでございます。

第4条は、基礎課税額を算定する資産割額を現行の100分の65から100分の40に改めるものでございます。

第5条は、基礎課税額を算定する被保険者均等割額を現行の2万円から2万500円に改めるものでございます。

第5条の2は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療に移行された後5年間、同じ世帯に属する国民健康保険被保険者の保険料が従前と同程度となるよう世帯別平等割を半額軽減する特定世帯の緩和措置を講じられることから、条文整理をするものでございます。

第1号で、特定世帯を除く基礎課税額を算定する世帯別平等割額を現行の2万7,000円から2万4,000円に改めるものでございます。

第2号で、特定世帯の基礎課税額を算定する世帯別平等割額を半額軽減の1万2,250円に規定するものでございます。

第24条、第23条は、規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第22条の2は、被用者保険の被扶養者から国民健康保険被保険者となる方に対し、2年間減免できる経過措置を規定する条文整理と、追加規定による条項の繰り下げをするものでございます。

第22条は、規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第21条は、後期高齢者支援金等課税額の規定、現行の軽減額6割・4割減額を7割・5割・2割減額に改正する条文整理と、規定

追加による条項の繰り下げをするものでございます。

37ページをお開きください。

左側後段の第20条は、引用条項の繰り下げによる条文整理と、規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第19条は、規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第18条、第17条は、引用条項の繰り下げによる条文整理と、規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第16条、第15条、第14条、第13条、第12条は、規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第11条は、引用条項の繰り下げ、及び法令改正による引用条項、及び句読点の条文整理と、規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第10条は、追加規定による条項の繰り下げをするものでございます。

第9条は、引用条項の繰り下げによる条文整理と、規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第8条は、規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第7条の3、第7条の2、第7条、第6条は、引用条項の繰り下げによる条文整理と、規定追加による条項の繰り下げをするものでございます。

第6条、第7条、第7条の2、第7条の3は、国民健康保険に後期高齢者医療制度の創設に伴い、課税額に後期高齢者支援金等課税額が追加されたことから、所得割額100分の2.2、資産割額100分の10、被保険者均等割額7,500円、世帯別平等割額8,500円、特定世帯4,250円とする国民健康保険に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を規定するものでございます。

次に、改正する附則について御説明させていただきます。

附則は、課税の特例をそれぞれ規定してお

りますが、65歳以上の公的年金最低補償額が20万円引き下げられたことによる緩和措置として規定していた平成18年度及び平成19年度2カ年の特別控除課税特例規定を削除したことによる条項の繰り上げ、後期高齢者医療保険へ移行される方で国民健康保険に加入したときと同じ世帯に属している方を特定同一世帯所属者として追加、改正された条例本文の引用条項等の条文整理をするものでございます。

附則につきましては、第1条で施行期日を定めております。

第2条で、改正後の新条例の適用区分を規定するものでございます。

39ページに以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

なお、今回提案の足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、案として平成20年5月13日開催の国民健康保険運営協議会において諮問させていただき、諮問を可とする旨の答申をいただいていることを御報告させていただきます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号足寄町国民健康

保険税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、5月27日午前10時より開会をいたします。

午前10時35分 散会